

消防団員は忙しい? ~年間の主なスケジュール~

1月	消防出初式 文化財防火デーによる訓練	年頭に消防団の仕事始めの儀式 文化財が所在する施設で持ち回りで実施
3月	春季火災予防運動	防火パレードや防火点検などを実施
5月	消防演習	放水訓練や分列行進を実施し、市民へ団結や技術をアピール
6月	消防ポンプ操法競技会	隔年実施 消防団員の消火技術を競う
9月	遠野市防災訓練	地域住民とともに地域を災害から守る大切な訓練
11月	秋季火災予防運動	防火パレードや防火点検などを実施
※	行事に参加する人数を調整して、 一人の団員に負担がかからないようにしています。	
※	開催月は、変更されることがあります。	

消防団員の処遇 ~不安なく活動できる環境~

1 年額報酬

年4回に分けて年額報酬が支給されます。階級により金額が上がっていきます。 令和5年4月1日現在

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
138,900円	94,700円	73,600円	54,600円	50,600円	37,500円	36,500円

2 出動報酬

火災等の災害活動や、訓練等に参加すると出動報酬が支給されます。

災害活動	その他の活動
4,000円から12,000円	2,000円



3 退職報償金制度

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため、市が支給する功労金としての性格を持つ金銭的給付です。勤務年数はもちろん、階級で金額が変わっていきます。

	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
部 長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	680,000円

4 公務災害補償制度

消防団員が消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、傷害又は死亡の身体的損害は公務災害として補償されます。休業補償、傷害補償、介護補償、遺族補償などがあります。

5 自動車等損害見舞金支給事業

消防団活動で団員が使用した自家用車に損害が発生した場合にその損害に対して見舞金を給付する事業です。見舞金の額は**3万円から10万円**までとなります。

6 福祉共済制度

消防団員の福利厚生のための共済事業で、在職中の生活並びに家族をサポートする制度です。掛け金は、福利厚生として遠野市が負担しています。公務外でのケガや疾病の入院でも見舞金として支払われます。

7 消防個人年金

(公財)日本消防協会の消防個人年金制度があり、この個人年金は、地域のために頑張っている消防団員のための個人年金です。資産の積立や税制上の優遇としての利用も勧められています。

- ①最長70歳まで積立可能 ②**予定利率年1.25%** ※変動あり ③月払、半年払、月払と半年払併用可能 ④生命保険控除の対象 ⑤退団後も継続可能 ⑥途中脱退でも積立金受け取り可能

月払は月10,000円から加入できます。

現役消防団員から



4分団1部団員 小松大樹さん

職場の理解があり、消防団活動をしています。

現場活動がありますので、訓練はありますが、昔のような上下関係はなく、先輩方から丁寧に教えていただけますので安心して活動できます。

お問合せ先

遠野市青笹町糠前10-46

遠野消防署消防団係

TEL 0198-62-2119

Fax 0198-62-9922

E-mail syobosyo@city.tono.iwate.jp